

●保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、市介護福祉課高齢者福祉担当へお申し出ください。

●お申し出の際に必要なもの
「本人の保険証」
「口座振替の預金通帳とお届け印」

- ①口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。
- ②国民健康保険料（税）を口座振替によりお支払いされていた方も、長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが、再度口座振替の手続きが必要となります。
- ③年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期は、お申し出の時期により異なります。
- ④保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

●「医療費通知」について

北海道後期高齢者医療広域連合では、加入者（被保険者）の皆様健康や医療に対する理解を深めていただき、制度の健全な運営を図るために医療費通知を行っています。今年度は2回の発送を予定していますが、9月末に平成21年1月から6月診療分の医療費通知を送付します。

なお、医療費通知には、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局等にかかられた一覧ですので、受け取られたことにより申請等の手続きをする必要はなく、本通知により受診を制限するものではありません。

医療機関等の請求遅れ等により医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点は、北海道後期高齢者医療広域連合または市介護福祉課高齢者福祉担当へお問い合わせください。

・平成21年度の医療費通知の発送予定

診 療 月	平成21年1月～6月	平成21年7月～12月
医療費通知を発送する時期	平成21年9月末	平成22年3月末

※医療費通知は領収書ではありませんので、確定申告時の医療費控除証明書としては使用できません。

●「高額医療・高額介護合算療養費制度」について

同じ世帯の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。

区 分		自己負担額の合計の基準額
現役並み所得者		67万円（89万円）
一 般		56万円（75万円）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円（41万円）
	区分Ⅰ	19万円（25万円）

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、（ ）内の金額です。

現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）と、その方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方です。

住民税非課税世帯 区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員が所得0円で公的年金受給額80万円以下の方および老齢福祉年金を受給されている方

問合せ先	北海道後期高齢者医療広域連合 TEL 011(290)5601番
	市役所介護福祉課高齢者福祉担当（窓口16番） TEL (23)6111番 内線2174・2183